

食料価格高騰による「こども食堂」運営支援金支給要綱

(目的)

第1条 知事は、こどもが地域で安全・安心に過ごせる「こどもの居場所」の持続的・安定的運営を支援するため、食料品価格等の物価高騰により、運営が困難となっている「こども食堂」を運営する者に対し、予算の範囲内で食料価格高騰による「こども食堂」運営支援金（以下「支援金」という。）を支給するものとする。

(支給の対象者)

第2条 支援金の交付を受けることのできる者は、次条に規定する支給要件を満たす「こども食堂」を運営する者（以下「支給対象者」という。）とする。

2 支給対象者は、支給を受けようとする「こども食堂」の開催日が属する月の初日までに、別に定める掲載依頼書を県に届出なければならない。ただし、既に支給を受けようとする「こども食堂」が、徳島県ホームページの「こども食堂一覧」に掲載されている場合は、この限りでない。

3 知事は、前項に規定する届出があったものについて、適当と認める場合は、「こども食堂一覧」として徳島県ホームページに掲載するものとする。

(支給の要件)

第3条 支援金の支給は、次に掲げる事項を全て満たすことを要件とする。

- (1) 徳島県内で「こども食堂」を適切に、かつ非営利で運営する者であること。
- (2) 「こども食堂」を政治活動又は宗教活動を行うことを目的として運営する者でないこと。
- (3) 関係者及び関係団体に暴力団員及び暴力団がないこと。
- (4) 「こども食堂」の参加者に、18歳未満のこども（以下「こども」という。）が含まれること。
- (5) こどもからの費用徴収は、無料又は低価格（実費相当額）とすること。
- (6) 食品衛生責任者を設置し、衛生管理を徹底するとともに、食物アレルギー対策に留意すること。
- (7) 食中毒等に対応する保険へ加入すること。
- (8) 参加者名簿を作成すること。
- (9) 前条第2項ただし書きに規定する場合を除くほか、徳島県ホームページに「こども食堂一覧」が掲載された後、速やかに、管轄の保健所に「こども食堂」の開設の届出を行うこと。
- (10) 「こども食堂」の開催予定及び活動状況等に関する県からの照会等に対し、積極的に協力すること。

(支援金の支給額)

第4条 支給対象者に対して支給する支援金の額は、「こども食堂」における食事提供数に応じて算定するものとし、その支給額は、次条に定める対象期間中に実施した「こども食堂」における食事提供実績数合計の10の位以下を切り捨てた食数に100食当たり1万円を乗じて得た金額以内の額とする。

2 1 支給対象者当たりの支給上限額は、次条に定める対象期間毎に50万円とする。

(対象期間)

第5条 支援金の対象期間は、令和7年7月1日から令和8年2月28日までとし、次条に定める支援金の申請に当たっては、対象期間のうち令和7年7月1日から令和7年10月31日までを前期と、令和7年11月1日から令和8年2月28日までを後期として区分する。

(支援金の申請)

第6条 支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、食料価格高騰による「こども食堂」運営支援金支給申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を知事が別に定める日までに知事へ提出するものとする。

2 前項に規定する支援金の申請は、前条に規定する対象期間毎に行うことができる。

(支給の決定等)

第7条 知事は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、必要に応じて現地を調査し、支援金を支給すべきものと認めたときは、支給を決定し、食料価格高騰による「こども食堂」運営支援金支給決定通知書により申請者に通知するものとする。

2 知事は、前項の審査及び必要に応じた現地調査の結果、支援金を支給すべきでないと認めたときは、食料価格高騰による「こども食堂」運営支援金不支給決定通知書により、申請者に通知するものとする。

3 知事は、第1項に規定する支給決定通知書に、次の事項を条件として付するものとする。

- (1) 支援金は、「こども食堂」の食材費高騰分及び運営に係る経費に充てること。
- (2) 第3条において要件として規定する事項を満たさないことが判明した場合には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ定めるとおりの行為をしなければならない。

- ア 支援金の支給決定前である場合 支援金の申請を取り下げること。
 - イ 支援金の支給決定後である場合 知事にその旨を速やかに報告するとともに、支援金の申請を取り下げること。
- (3) 支援金の受給後も引き続き「こども食堂」の開催に努めること。

(支援金の請求)

第8条 前条第1項の規定による通知を受けた者は、食料価格高騰による「こども食堂」運営支援金請求書(様式第2号)に当該通知に係る通知書の写しを添えて、知事に支援金の請求をしなければならない。

(支援金の支払)

第9条 知事は、前条の請求書を受領した後に、支援金を支払うものとする。

(支給決定の取消し等)

第10条 知事は、支援金を支給した場合において、支給決定を受けた者が次のいずれかに該当すると認める場合は、支給決定を取り消し、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

- (1) 支給決定を受けた者が、偽りその他不正な手段により支援金の支給を受けようとした事実が判明した場合等、支援金を支給することが適当でないと認められた場合
 - (2) 支給決定を受けた者が、支援金の支給決定の内容又はこれに付した条件に違反した場合
 - (3) 支給決定を受けた者から申請の取り下げがあった場合
- 2 知事は、前項の規定により支給決定を取り消したときは、その旨を当該者に通知するものとする。
- 3 第1項の規定により支給決定を受けた者が支援金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

(調査)

第11条 知事は、支援金の支給に関し、必要な調査を行うことができる。

- 2 申請者は、前項の調査に協力しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、支援金の支給に関し必要な事項は、知

事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 6 条関係）

申請日	年 月 日
-----	-------

徳島県知事 殿

食料価格高騰による「こども食堂」運営支援金支給申請書

食料価格高騰による「こども食堂」運営支援金の支給を受けたいので、同支給要綱第 6 条の規定により、下記のとおり申請します。なお、下記の申請内容については、事実と相違ありません。

記

1 申請者

団体所在地	〒 —	
団体名		
代表者職氏名		
担当者	氏名	
	連絡先	
	電話番号	メールアドレス

2 支援金支給申請額

補助対象期間内におけるこども食堂での延べ提供食数

_____食 × 100食当たり 1 万円 = _____万円

(10 の位以下切捨)

3 こども食堂について

こども食堂の名称		
開催場所	〒 ー	
回数頻度		
参加対象 (年代、人数等)		

4 こども食堂開催実績

開催日				開催場所	提供食数
令和	年	月	日		
令和	年	月	日		
令和	年	月	日		
令和	年	月	日		
令和	年	月	日		
令和	年	月	日		
令和	年	月	日		
令和	年	月	日		
令和	年	月	日		
令和	年	月	日		
令和	年	月	日		
令和	年	月	日		
令和	年	月	日		
令和	年	月	日		
令和	年	月	日		
令和	年	月	日		
				計	

5 誓約事項

支援金の支給に当たり、次の事項に全て該当する又は同意することを確認の上、該当又は同意する場合は、□内にレ印を記入してください。

- ☐ 徳島県内で「こども食堂」を適切に、かつ非営利で運営する者であること。
- ☐ 「こども食堂」を政治活動又は宗教活動を行うことを目的として運営する者でないこと。
- ☐ 関係者及び関係団体に暴力団員及び暴力団がないこと。
- ☐ 「こども食堂」の参加者に、18歳未満のこどもが含まれること。
- ☐ こどもからの費用徴収は、無料又は低価格（実費相当額）とすること。
- ☐ 食品衛生責任者を設置し、衛生管理を徹底するとともに、食物アレルギー対策に留意すること。
- ☐ 食中毒等に対応する保険へ加入すること。
- ☐ 参加者名簿を作成すること。
- ☐ 第2条ただし書きに規定する場合を除くほか、徳島県ホームページに「こども食堂一覧」が掲載された後、速やかに、管轄の保健所に「こどもの食堂」の開設の届出を行うこと。
- ☐ 「こどもの食堂」の開催予定及び活動状況等に関する県からの照会等に対し、積極的に協力すること。

様式第 2 号（第 8 条関係）

請求日	年 月 日
-----	-------

徳島県知事 殿

食料価格高騰による「こども食堂」運営支援金請求書

1 請求者

団体所在地	〒 —
団体名	
代表者職氏名	

2 請求額

_____ 円

3 振込口座

金融機関名 _____

店舗名 _____

普通口座 _____

口座名義（カタカナ） _____

発行責任者 _____（連絡先 _____）
担 当 者 _____（連絡先 _____）